

若年性認知症相談窓口が連携している支援機関のご紹介

障害者の雇用に関する支援機関では、相互に連携して支援を行っています。

ハローワーク

専門の職員や相談員が職業相談・紹介、職場定着指導等を実施します。

名称	住所	電話番号
ハローワーク福井	福井市開発1-121-1	0776-52-8150
ハローワーク武生	越前市中央2-8-23	0778-22-4078
ハローワーク大野	大野市城町8-5	0779-66-2408
ハローワーク三国	坂井市三国町寛善69-1	0776-81-3262
ハローワーク敦賀	敦賀市鉄輪町1-7-3	0770-22-4220
ハローワーク小浜	小浜市後瀬町7-10	0770-52-1260

障害者職業センター

職業評価、職業指導、職業準備支援、職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施します。

名称	住所	電話番号
福井障害者職業センター	福井市光陽2-3-32	0776-25-3685

障害者就業・生活支援センター

就職に向けた支援、在職者への支援、事業主に対する助言、日常・職業生活上の支援や助言を実施します。

名称	住所	電話番号
福井障害者就業・生活支援センター（ふっとわーく）	福井市島寺町67-30	0776-97-5361
嶺南障害者就業・生活支援センター（ひびき）	敦賀市神楽町1-3-20	0770-20-1236

産業保健総合支援センター

産業保健に関する相談に対して助言を行ったり、産業保健に関する研修や情報提供を行っています。

名称	住所	電話番号
福井産業保健総合支援センター	福井市中央1-3-1	0776-27-6395

専門病院・認知症疾患医療センター

認知症の診断や治療を行うだけでなく、看護師や精神保健福祉士が認知症の方への対応の仕方や福祉サービスなどについて相談に応じています。

名称	住所	電話番号
福井県立すこやかシルバー病院	福井市島寺町93-6	0776-98-2700
松原病院（嶺北認知症疾患医療センター）	福井市文京2-9-1	0776-28-2929
敦賀温泉病院（嶺南認知症疾患医療センター）	敦賀市吉河41-1-5	0770-23-8210

若年性認知症相談窓口では、若年性認知症支援コーディネーターが各支援機関と連携しながら、医療や就労、利用できる制度、退職後の生活など幅広く相談に対応しています。

福井県若年性認知症相談窓口

☎0776-63-5488

月～金 9:00～17:30（祝日・年末年始を除く）
福井市文京2丁目9番1号（公益財団法人 松原病院内）
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/koureijakunen.html>



若年性認知症を知っていますか？

～認知症は高齢者だけの病気ではありません～

認知症は高齢者の病気だと思っていませんか？認知症は40代、50代の働き盛りで発症することもあり、65歳未満で発症した認知症を若年性認知症といいます。初期の症状はうつ病や更年期障害と間違われることもあります。

仕事のことや家庭のことなど特有の悩みが生じることが多いため、早期に医療機関を受診し、支援機関に相談することが大切です。



認知症とは認知機能（記憶、言語、学習、判断力など）が持続的に低下する状態をいいます。認知症があっても、早期に受診し、周囲の理解や配慮があれば、働き続けることができます。

福井県では若年性認知症相談窓口を開設し、若年性認知症支援コーディネーターが各支援機関と連携して事業主の方とご本人・ご家族への支援を行っています。

福井県若年性認知症相談窓口

こんなサインは認知症の可能性がります

いつもと違うという“気づき”が大切です

- 作業に手間取ったり、ミスが目立つようになる
- 複数の作業を同時並行で行えない
- 段取りが悪くなり、優先順位がわからなくなる
- 指示されたことが理解できない
- お金の計算や漢字の読み方がわからなくなる
- 職場の仲間や取引先の相手の名前が思い出せない
- 大事な約束を忘れてしまう、忘れ物が増える
- 探し物をしていることが多くなる
- 車の運転に不安を感じるようになる
- 知っているはずの場所で道に迷ってしまう
- 身だしなみに無頓着になる
- 考えがまとまらない
- イライラしやすくなる
- 意欲がなくなる



早期受診が大切です

早期に受診することで制度が利用しやすくなります

- 在職中に受診することで、利用できる制度があります。
- 障害年金や精神障害者保健福祉手帳を申請する場合は、原則としてその病気で初めて医療機関を受診した日（初診日）から一定期間を経過している必要があります。

特に**在職中**に受診しておくことが重要です。



今後の生活の設計を立てることができます

- 症状が初期のうちに今後の生活を考え、準備を進めることができます。
- 早期に病気や障害について理解し、働き方を見直したり、可能な支援を行うことで、職場内の混乱を最小限にし、就労期間の延長や職場全体の負担の軽減につながります。



進行を遅らせる治療ができます

- 早期から適切な治療を受け、生活習慣を改善することで、病気の進行を遅らせることができます。
- 正常圧水頭症や硬膜下血腫など、早期発見・早期治療で改善する認知症の場合もあります。



職場での気づきを受診につなげましょう

職場での気づき
早期受診・早期診断につながります

- 職場で今までと違う様子が気づいたら、まずはその人が信頼している上司や親しい同僚などから悩みごとやストレスがないか、本人に話を聞いてみましょう。
- 本人の気持ちに配慮しながら、早めに産業医への相談や、かかりつけ医などの身近な医療機関への受診を勧めましょう。受診の際には職場で気づいたことを診察医に伝えておくスムーズです。
- 受診や治療には家族の協力も必要です。早めに職場での状況を伝え、協力を得ることも検討しましょう。
- 若年性認知症相談窓口では、医療機関の受診に関する相談にも応じています。



仕事を続ける支援があります

認知症があっても
働き続けることができます

- 業務内容の変更や配置転換などの取組みにより、雇用継続の可能性が広がります。
- 支援機関への相談によって、雇用管理などに関する助言や、職場に適應できるようジョブコーチの支援を受けることができます。
- 精神障害者保健福祉手帳を取得して働くことで、助成金制度を利用できる場合もあります。



専門機関で相談ができます

若年性認知症相談窓口は相談内容に応じて
支援機関を紹介し、連携してサポートします

- 職場で気づいたときの対応
- 就労を継続するための支援
- 退職後の生活
- 利用できる制度やその手続き
 - ・自立支援医療
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・傷病手当金
 - ・失業給付
 - ・障害基礎年金／障害厚生年金など

